

宮島路線運行実証実験業務仕様書

本仕様書は、広島空港アクセス路線拡充検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）が「宮島路線運行実証実験業務委託」の受注者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、宮島路線運行実証実験（以下「実証実験」という。）の効果的な実施に向けて、宮島路線利用者に関する市場調査等を実施するものである。

2 業務の期間

契約締結の日から令和6年12月31日までとする。

3 業務内容

（1）実証実験に関するインフォメーションパッケージの作成

①宮島路線利用者に関する市場調査

宮島路線の利用が見込まれる圏域における移動需要（アクセス・イグレス）に関する市場調査を行い、宮島路線の潜在需要について明らかにする。

調査圏域	宮島口周辺・廿日市市周辺・ジアウトレット広島周辺など、 宮島路線（広島空港～宮島口）の利用が見込まれる圏域
調査項目	市場規模、目的、出発地／帰着地、移動手段、移動費用、所要時間、 便数、属性（国籍、所在地、性別、年齢等） など

②市場調査に基づく宮島路線の利用パターンに関する仮説の設定

市場調査結果や発注者提供データ等から、宮島路線の利用パターン（利用者のペルソナ、利用目的、利用時間帯、利用区間、利用者規模、サービスニーズなど）に関する仮説を複数設定し、当該路線の最適な運行方法等の検討における基礎資料とする。

〔発注者提供データ〕

- ・観光パラメータ調査データ
- ・おでかけウォッチャーデータ

③仮説を踏まえた最適な運行方法等の整理

宮島路線の利用パターンに関する仮説等から、当該路線の最適な運行方法等について検討し、整理する。

運行方法	運行車両、運行日、運行便数・ダイヤ、運行区間・経由地、運行料金、 利用方法（事前予約等）、決済方法、乗降場所、渋滞対策 など
------	---

利用促進対策	広報戦略，プロモーション戦略，セールス戦略 など
仮説検証・ 課題分析手法	KPI設定，運行モニタリング，利用者実態調査※ など ※潜在利用者（未利用者）の実態調査を含む

（２）実証実験を通じた運行方法等の改善

実証実験期間中において継続的にPDC Aサイクルを回すため，KPIや運行状況のモニタリング，利用者の実態調査等を適切に実施し，これらの結果を踏まえ仮説の検証や課題の分析等を行った上で，運行方法等の改善につながる効果的な対策等の提案を定期的に行う。

（３）実証実験の実施状況等の報告

実証実験期間中においては，運行状況や運行方法等の改善対策等について定期的（毎月／四半期）に報告するとともに，実証実験終了後においては，実証実験結果を踏まえた宮島路線の最終的な事業評価，並びに事業化に向けた運行方法等の課題及び解決策などについて整理し，報告する。

（４）プロジェクトチーム会議の運営補助

プロジェクトチーム会議（6回開催予定）における，事務局の会議運営（会議資料や議事録の作成など）について補助する。

4 成果品及び提出期限

成果品は次に掲げるものを紙媒体及び電子媒体にて提出する。

○実証実験に関するインフォメーションパッケージ〔提出期限：令和5年7月31日〕

○実証実験実施報告書〔提出期限：令和6年12月31日〕

5 事業予算額

15,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

6 契約に関する条件等

（１）再委託

受託者は，プロジェクトチームの承諾を得なければ，本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また，協議会により再委託が承諾されたときは，受託者は再委託先に対して，本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例(平成16年12月17日広島県条例第53号)を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、プロジェクトチームに帰属するものとし、またプロジェクトチームは、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

プロジェクトチームは、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- ・受託者は、プロジェクトチームと連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・プロジェクトチームは、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ・受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかにプロジェクトチームに報告、協議を行い、その指示を受けること。